平成２６年（フ）第３７号
宮城県石巻市羽黒町２丁目10番38号、前住所
宮城県石巻市門脇町４丁目５番10号
破産者　佐藤　　篤
1　決定年月日　平成27年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２６年（フ）第３８号
宮城県石巻市羽黒町２丁目10番38号、前住所
宮城県石巻市門脇町４丁目５番10号
破産者　佐藤　敬子
1　決定年月日　平成27年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２６年（フ）第２０７号
福岡県小郡市二森1725番地10
破産者　内野　正廣
1　決定年月日　平成27年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第９４９号
さいたま市北区吉野町１丁目29番地９　スカイシティ参番館102、破産手続開始決定時の住所さいたま市北区吉野町１丁目368番地８ドルーグ吉野302号室
破産者　奥山　　亨
1　決定年月日　平成27年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１０９７号
埼玉県蕨市錦町４丁目７番32号
破産者　佐藤　謙一
1　決定年月日　平成27年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２０１号
福井市グリーンハイツ２丁目107番地　県営住宅６号館502号室
破産者　道場　昭夫
1　決定年月日　平成27年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２８４号
静岡県三島市川原ケ谷89番地の２
破産者　鈴木　哲司
1　決定年月日　平成27年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第５０号
名古屋市北区清水５丁目31番10号　サンリット102号
破産者　佐々木善仁
1　決定年月日　平成27年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５８４号
愛知県半田市清城町２丁目12番地の８、開始決定時の住所愛知県半田市郷中町３丁目68番地の１
破産者　遠山　光喜
1　決定年月日　平成27年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５８５号
愛知県半田市清城町２丁目12番地の８、開始決定時の住所愛知県半田市郷中町３丁目68番地の１
破産者　遠山　則子
1　決定年月日　平成27年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１６１０号
名古屋市中村区藤江町３丁目125番地　メゾンドミールＰＡＲＴ２―302号
破産者　井本　敬三
1　決定年月日　平成27年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４４５号
大阪府貝塚市二色２丁目５番４―112号、前住所大阪府貝塚市二色４丁目13番５号
破産者　藤田　欣宏
1　決定年月日　平成27年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第４４６号
大阪府貝塚市二色２丁目５番４―112号、前住所大阪府貝塚市二色４丁目13番５号
破産者　藤田多永子
1　決定年月日　平成27年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第９９号
兵庫県赤穂郡上郡町山野里584番地３
破産者　沖　　幸一
1　決定年月日　平成27年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第１１５号
兵庫県赤穂郡上郡町梨ヶ原1085番地、開始決定時の住民票上の住所兵庫県赤穂郡上郡町山野里2071番地
破産者　インテリアオキこと　沖　　良
1　決定年月日　平成27年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第１１６号
兵庫県赤穂郡上郡町梨ヶ原1085番地、開始決定時の住民票上の住所兵庫県赤穂郡上郡町山野里2071番地
破産者　沖　紀代子
1　決定年月日　平成27年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第１９５号
兵庫県加古川市平岡町新在家802番地の20
破産者　上杉　晋五
1　決定年月日　平成27年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第３９号
兵庫県豊岡市但東町中山1031番地の３　市営中山向町住宅９号室
破産者　久澤　**龍**一
1　決定年月日　平成27年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係